

## 2. ひとつづくり



## 官民連携を通じた科学技術・イノベーションの推進に資する 高等専門学校<sup>1</sup>の設置への支援

- ▶ 地域や産業への技術実装の推進による日本の産業競争力再強化に向け、高度専門人材を滋賀発で輩出していくため、県立での高等専門学校の設置を目指す

【提案・要望先】 総務省、文部科学省

### 1. 提案・要望内容

#### 公立高等専門学校の設置運営に対する交付税措置の拡充

- 普通交付税の基準財政需要額算定に係る補正係数の改正

### 2. 提案・要望の理由

我が国が将来にわたり競争力のある産業を創出し、持続的に発展していくためには、若者の技術者への夢を育み、分野を跨いだ技術の融合による研究開発、産業化、人材育成の強力な推進が重要である。

そのため、国においても、価値創造の源泉たる人への投資を加速し、イノベーション人材の育成を強化することとされ、高等専門学校等の機能強化が掲げられている。

(経済財政運営と改革の基本方針2024)

本県としても、次代の社会を支える高度専門人材の育成を目的の一つとして、県内初の高専を公立高専として設置するべく準備を進めているところであり、国の方針と軌を一にしていきたいと考えている。

ついでには、開校後、安定的に我が国を支える高度専門人材を育成し続けていくためにも、地方交付税の算定について拡充が必要と考えている。

- 普通交付税の算定における「教育費」-「その他の教育費」-「測定単位：公立大学等学生数」の公立の高等専門学校に係る基準財政需要額の算定額が、国公立の高等専門学校の運営に要する経費の現状に比べて過小であることから、運営費の状況に見合った基準財政需要額となるよう、種別補正の補正率の見直しをお願いしたい。

# (本県の取組状況と課題)

## 【国立高専の状況】

### ●国立高専における学生 600 名当たり(滋賀県立高専と同規模)の場合の運営費の状況

国立高専機構 令和5年度決算状況 (単位:百万円)

区分	教育	社会連携 国際交流	法人共通	合計
<b>収入</b>				
運営費交付金	60,683	604	1,633	62,920
その他補助金等	16,337			16,337
自己収入	12,897	6	214	13,116
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	11,370	1,663		13,032
計	101,288	2,271	1,847	105,406
<b>支出</b>				
業務費	75,499	706	1,558	77,764
うち 人件費	56,912	399	988	58,300
物件費	18,587	306	570	19,463
施設整備費	16,333			16,333
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	10,459	1,647		12,105
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構納付金	448			448
計	102,739	2,353	1,558	106,650

学生600名当たりの状況 (単位:百万円)

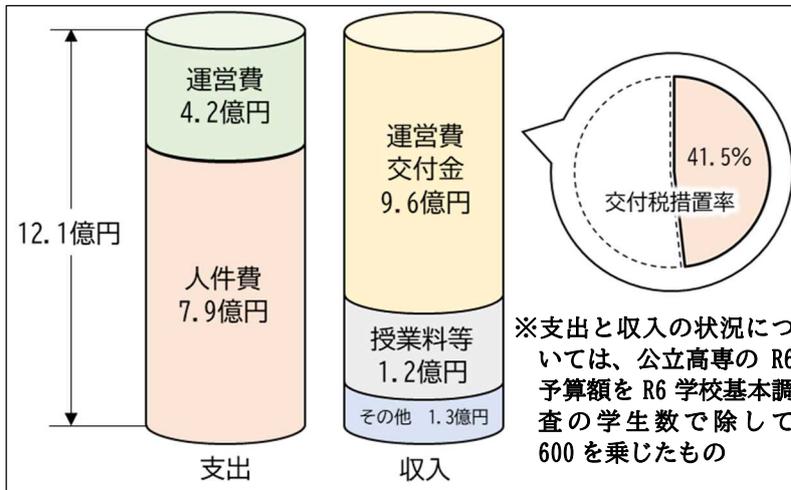
区分	教育	社会連携 国際交流	法人共通	合計
<b>収入</b>				
運営費交付金	713	7	19	740
その他補助金等	192			192
自己収入	152	0	3	154
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	134	20	0	153
計	1,191	27	22	1,239
<b>支出</b>				
業務費	888	8	18	914
うち 人件費	669	5	12	685
物件費	219	4	7	229
施設整備費	192		0	192
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	123	19	0	142
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構納付金	5		0	5
計	1,208	28	18	1,254

※学生 600 人当たりの状況：国立高等専門学校機構の決算状況を学校基本調査における令和5年度の学生数(専攻科含む。)で除した1人当たりの額に600を乗じたもの。

## 【公立高専の運営費と交付税措置の状況】

### ●他の公立高専(交付団体に限る。)の状況

#### 【公費負担の状況】



#### →交付税措置について

本県が行った聞き取り調査の結果、交付団体である公立高専設置地方公共団体では、**交付税措置が十分とはいえない**との認識があることが判明

### ●本県の運営費および交付税措置の見込み

#### 【公費負担の見込み】

国立高専や公立高専の状況から、600名規模の高専については、**7～9億円程度の公費負担が発生**することが想定される。

#### 【交付税措置の見込み】

令和6年度の交付税算定資料による試算では、滋賀県立高専の運営に係る**基準財政需要額は4.2億円程度**となる見込み

- ✓ 国立高専と公立高専で経費構造に大きな差はない
- ✓ 運営費交付金に対して、交付税措置状況は十分ではない



## 外国人住民の受入れ環境整備

- ▶ 滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる多文化共生の地域社会を目指す

【提案・要望先】 法務省

### 1. 提案・要望内容

#### 外国人住民向け相談体制への支援強化

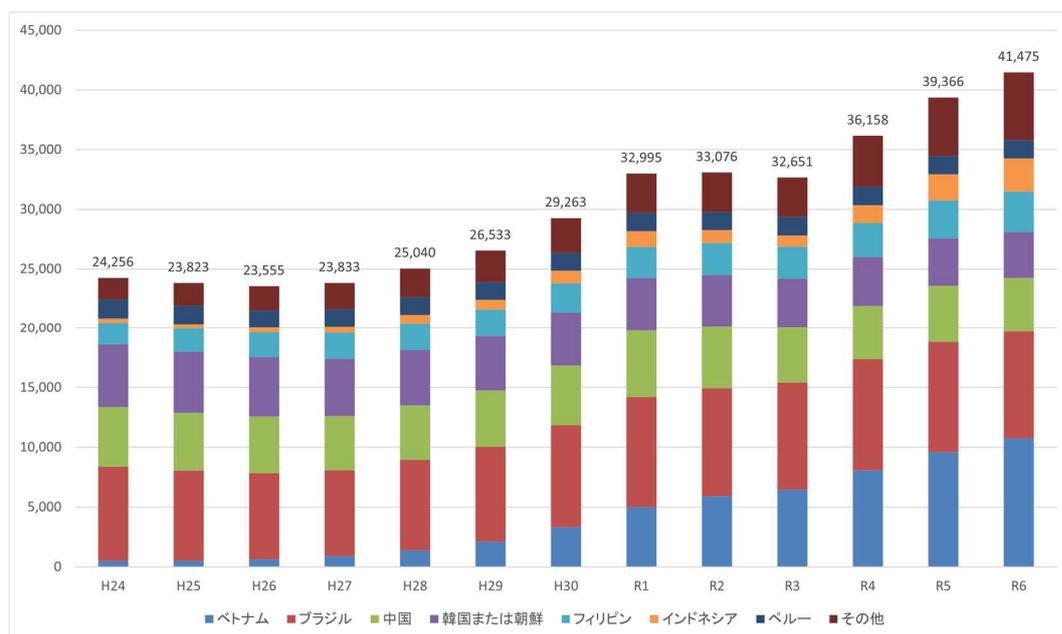
- 国の「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」および「外国人人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づいて、外国人向け相談体制強化について、一層の充実と恒常的かつ十分な財政措置を講じること

### 2. 提案・要望の理由

- 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」において、外国人向け相談体制の強化は、重点事項の一つに位置付けられ、外国人受入環境整備交付金を活用した一元的相談窓口の設置を促進するための方策を検討・実施するとある。
- 本県では、外国人人口が過去3年連続で最多を更新している。外国人住民の様々な相談や適切な情報提供に多言語で対応することが重要であり、「外国人受入環境整備交付金」を活用し、ワンストップ相談窓口である「しが外国人相談センター」を設置しているところ。
- 令和7年度の外国人受入環境整備交付金については、突然、人件費の交付率を相談受付件数により算出する旨が通知され、3月に入ってから340万円減額すると内示があった。地方自治体からの申請額が予算額を超過したとして令和6年度は全国一律の13%、令和7年度は34%と2年連続で実施された。
- 相談窓口対応は、短時間で解決するものや時間を要するもの、他の機関と連携が必要なものなど、その内容は多岐にわたる。また、令和6年度に国では、相談員を連携先との連絡・調整等の支援を行い解決まで導くための人材をとって育成するため、「外国人支援コーディネーター」養成研修を創設したところ。
- 相談件数の多寡のみで、相談窓口にかかる経費を判断することは現場の実情に即したのではなく、仮に現状の相談体制が維持できなければ、外国人県民のセーフティネットとしての機能を担うことができなくなる。
- 令和6年末に全国の在留外国人は376万9千人となり、3年連続で過去最多を更新、国の想定の2倍のペースで増えている現状がある。国として人材の受入れを推進していく中で、多文化共生施策の重要性は増していくが、具体的な施策の実行は地方自治体に依るところが多い。これまでの取組や今後必要となる施策を確実に実行していくためにも、恒常的かつ十分な財政措置を講じるよう求める。

## (本県の取組状況と課題)

- 令和6年12月末時点で、本県の外国人人口は41,475人となり、過去最多となった。国・地域別では、97の国・地域となっており、多国籍化している。



### ● 「しが外国人相談センター」の状況

- ・相談員・通訳員の配置（6名）：ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、英語、フィリピン語（タガログ語）
- ・タブレット端末等での対応：英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語等
- ・年間相談件数：R2年度1,603件、R3年度2,205件、R4年度2,032件、R5年度1,499件、R6年度1,273件

### ● 課題

- ・外国人住民の抱える問題は多国籍化や高齢化などの影響もあり複雑化している。相談内容は、雇用、医療、教育や住宅など様々な分野にまたがる。相談員は適切な解決策を提供するために、高い専門性と柔軟な対応能力が必要である。
- ・外国人住民が母国語で様々な相談ができる支援窓口として、セーフティネットとしての役割を担うことが求められている。
- ・多様な背景を持つ外国人住民に寄り添った支援を行うため、関連機関等との連携が重要である。

担当：総合企画部国際課 多文化共生係  
TEL 077-528-3063

## 2040年を見据えた介護サービスの提供体制を構築するための 報酬の抜本的な見直し

- ▶ 地域包括ケアシステムを支える人材を確保し、「健康しが」を推進する

【提案・要望先】厚生労働省

### 1. 提案・要望内容

#### (1) 物価上昇局面に対応した報酬改定の検討

- 物価上昇の影響を遅滞なく把握し、随時の報酬改定を行い、柔軟な取り扱いを検討

#### (2) 介護従事者の給与水準の更なる向上

- 介護従事者の給与水準を全産業平均まで引き上げる措置を講じること

#### (3) 訪問介護の現状を踏まえた報酬の改定

- 訪問介護サービスの提供体制を維持・拡大するため、緊急的な報酬改定を行うこと

### 2. 提案・要望の理由

#### (1) 物価上昇局面に対応した報酬改定の検討

- 介護保険制度の創設以降続いてきたデフレから脱却し、政府・日銀の物価の安定目標である2%の物価上昇が実現されつつある状況下において、現行の3年に1度の報酬改定では、物価の上昇が報酬に反映されるまでタイムラグが発生し、事業所運営に大きな影響を与えることとなる。
- 2040年を見据えたサービス提供体制の構築に向けて、物価上昇局面においては、事業所運営への影響を遅滞なく把握し随時の報酬改定を行うなど、より柔軟な取り扱いが可能となるよう検討すること。

#### (2) 介護従事者の給与水準の更なる向上

- 介護従事者の給与水準については累次の処遇改善措置が実施されているものの、他産業の大幅な賃上げにより全産業平均との給与格差は依然として大きい状況であり、今後サービスの提供に必要な人材を確保していくためには、社会的役割に見合った更なる処遇改善が必要。
- 特に、訪問介護員は高齢化が著しい上、人材確保が極めて困難な状況にある。
- 介護支援専門員については、地域包括ケアシステムの深化・推進の中で一段と高い専門性、役割が求められ、職責に見合った評価と処遇改善が必要であり、介護職員処遇改善加算のような介護支援専門員の処遇に直接反映される加算制度が必要

#### (3) 訪問介護の現状を踏まえた報酬の改定

- 介護保険制度創設前から、在宅で暮らす高齢者を支える訪問介護事業者にとって、介護報酬の減額改定は、事業所運営に大きな影響が出ている。今後、2040年問題も見据え、在宅で暮らす高齢者を支える訪問介護サービスの提供体制を万全に整えるために緊急的な介護報酬の見直しを行うことが必要。その際、同一施設内で訪問する場合と人口が少ない中山間地域などの訪問では要する時間・経費が異なることから、これを踏まえた制度とするよう検討すること。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 物価上昇局面に対応した報酬改定の検討

- 介護報酬改定 1.59%(R6 年度～)に対し、物価上昇率は、前年度比 R6:2.7%、R5:3.2%、R4:2.5%【消費者物価指数(総務省統計局)】となり改定率が物価上昇率に追いついていない状況

### (2) 介護従事者の給与水準の更なる向上

- 全国の介護従事者の平均賃金等(令和6年)

介護支援専門員	介護職員(福祉施設等)	訪問介護従事者	全産業
358.0千円	313.4千円	317.7千円	439.2千円

〔出典〕賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

※一般労働者(6月分給与の算定期間中に実労働日数が18日以上、1日当たりの平均所定内実労働時間数が5時間以上)について集計したもの。賃金には、賞与1/12を含む。

- 本県事業所における従業員の不足感の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
介護支援専門員	35.2%	38.9%	43.2%	33.3%
介護職員(施設等)	70.0%	71.9%	71.9%	67.1%
訪問介護員	80.7%	79.0%	84.7%	86.9%

〔出典〕(公財)介護労働安定センター「介護労働実態調査」

### (3) 訪問介護の報酬改定

- 滋賀県の訪問介護事業所の状況(令和6年4月～12月サービス提供月 月平均)

	訪問介護員数 (常勤換算後)	利用者数 (計)	夜間早朝 深夜 加算比率	同一建物 減算比率	単位数 (合計)	訪問介護員 1人あたりの 単位数	利用者一人あ たりの単位数 (合計)
併設事業所	7.0	34.7	0.33	0.73	428,279	63,244	12,350
訪問介護全体平均	6.0	31.8	0.13	0.21	240,229	40,406	7,548
併設以外の事業所	5.7	30.8	0.05	0.02	172,662	32,201	5,605

併設事業所と併設以外の事業所では2倍近い開きがある

担当：健康医療福祉部医療福祉推進課  
TEL 077-528-3520/077-528-3597



## 地域からのジェンダー平等の推進

- ▶ 地域の実情・特性を踏まえたジェンダー・ギャップ解消の取組を地域から着実に進めることで、すべての人にとって生きやすい社会、活躍できる社会、持続可能な社会を実現する

【提案・要望先】内閣府

### 1. 提案・要望内容

#### (1) ジェンダー・ギャップ解消に向けた取組拠点の設置運営にかかる支援

- 住民に身近な市町において、ジェンダー・ギャップ解消の取組が促進されるよう、その地域の実情や特性を踏まえた取組を展開するための拠点の設置・運営にかかる新たな財政的支援の制度を創設すること。

### 2. 提案・要望の理由

#### (1) ジェンダー・ギャップ解消に向けた取組拠点の設置運営にかかる支援

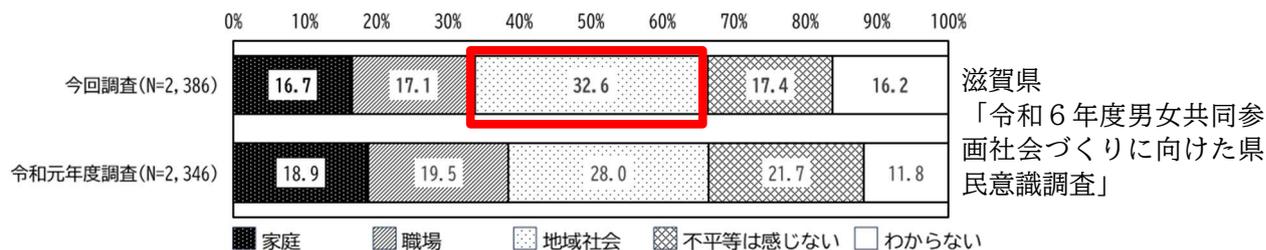
- 少子化、人口減少が進む中、我が国が持続的に発展していくためには、誰もが個性や能力を発揮し一人ひとりが幸せを感じる社会の実現を図っていくことが重要であるが、その達成のためにはジェンダー平等の実現が欠かせない。
- 特に地方にとっては若い世代(特に女性)が地元を離れる要因の一つとして、地域に根強く存在する固定的な役割分担意識による生きづらさがあると考えられる中、地域におけるジェンダー・ギャップ解消は喫緊の課題。
- 各地域が実情を踏まえたジェンダー・ギャップ解消の取組を継続して行うことで、着実に地域からのジェンダー平等が進むと考えるが、そのためには各地域に取組拠点の設置および安定的な運営が重要な役割を果たすことになる。
- 現在、全国に男女共同参画センターは349施設設置(うち都道府県 49施設、政令指定都市 29施設、市町村 271施設)されている。  
一番住民に身近な市町村における設置率はわずか16.8%にとどまっている。  《草津市立男女共同参画センター(R3.5設置)》

- 今般、地方公共団体において男女共同参画センターの設置を努力義務化するための法案が国会に提出されたことを機に、拠点の設置運営に対する新たな財政的支援制度の創設を求めるもの。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 県民意識調査結果(令和6年度調査)

- 日常生活の中で男女の不平等を一番感じる場所は「**地域社会**」が最も多く**32.6%**となっている。



### (2) 拠点の設置状況

施設名	運営方法	設置年月
滋賀県立男女共同参画センター	直営	昭和61年11月
大津市男女共同参画センター	直営	平成14年4月
彦根市男女共同参画センター	指定管理	平成15年10月
草津市男女共同参画センター	直営	令和3年5月
高島市働く女性の家	指定管理	平成15年4月
米原市男女共同参画センター	指定管理	平成18年4月

県内19市町のうち  
5市が設置済  
(設置率26.3%)

### (3) 設置による効果(設置市ヒアリング)

- 相談事業について、若い世代の方が、多く利用されるようになった。
- 貸館事業や商工関係団体との複合施設として設置することにより、幅広い対象の方に啓発する機会ができています。
- 男女共同参画関係の市民団体の方の活動拠点としても使っていただけるため、交流する機会が増え、活動団体数が増加するとともに、取組が広がっている。
- センターの主な取組の一つである相談事業において、県内6センターで定期的に勉強会を開催することで、相談の質の向上が図れている。
- センターで女性の起業支援を実施することで、地域活性化につながっている。

### (4) 設置・運営にかかる課題

- 新規開設にあたり財源確保が課題。
- 人件費負担が大きく、必要な人員数が不足。
- 施設維持管理にかかる経費負担が大きい。特に老朽化対策が課題。



《県立男女共同参画センター (S61.11 設置)》



大学生等の若い世代が議論する「ジェンダー平等ミーティング」

テーマ  
男女共同参画社会の実現に向けて  
～必要なことって?～

《県立男女共同参画センターでの取組の様子》

担当： 商工観光労働部 女性活躍推進課 TEL 077-528-3770

# プロフェッショナル人材戦略拠点事業への支援継続

- 地域企業の経営課題解決を担う人材が都市部に偏在し、地方においては労働供給に制約が生じる中、偏在解消に資する支援の継続をお願いする。

【提案・要望先】内閣府

## 1. 提案・要望内容

### (1) プロフェッショナル人材戦略拠点事業への支援継続

- 国の強力なリーダーシップによる人材の偏在解消と地方の持続的成長に向けた安定的運営に対する支援

## 2. 提案・要望の理由

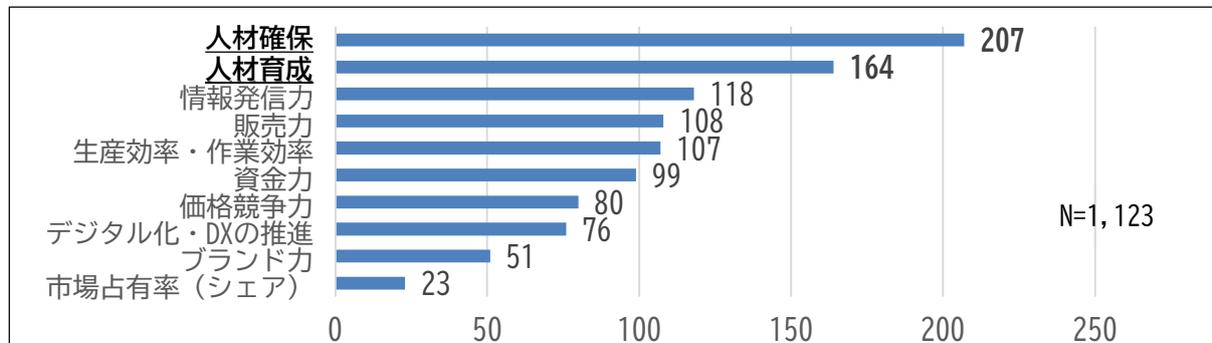
- 地方創生施策の一環として平成 27 年度にプロフェッショナル人材事業が国の主導により開始されて 10 年、滋賀県におけるプロフェッショナル人材戦略拠点は、相談件数、成約件数共に全国トップクラスの実績を誇り、人材の本県への流入と地域企業の経営課題解決に高い効果を上げてきた。
- しかしながら、滋賀県が中小企業に対し実施したアンケート調査によると、自社の現在の課題として「人材確保」、「人材育成」が順に多く挙げられており、地域における経営課題を解決するための人材の確保は深刻さを増している。また、「地方創生」の取組を通して東京圏への一極集中は未だ解消されておらず、地域の持続的な成長を図るためには、中小企業活性化に向けた取組の成功事例の一つと言えるプロフェッショナル人材戦略拠点の安定的な運営が必要。
- 本事業については、令和 10 年度での国事業からの自立化に向けた議論を進められているが、本県においては、市場ポテンシャルなどの観点から、金融機関等の民間主体で県事業を代替できるほどの状況には至っておらず、国の強力なリーダーシップによる継続的な支援が不可欠。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 取組状況

○令和6年度 中小企業に対するアンケート（滋賀県）

自社の現在の課題（複数回答）（上位10位）



○滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点事業実績

積極的な企業訪問により経営課題解決に向けた人材ニーズ掘り起こしに寄与

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	計
相談件数	171	300	246	539	765	1,068	1,086	988	1,069	6,232 (全国3位)
成約件数	26	62	115	146	155	238	288	304	320	1,654 (全国5位)
フルタイム	マッチング件数	27	151	83	222	254	395	393	357	320
	成約件数	26	62	115	146	152	221	262	250	264
	(成約率)	(96.3%)	(41.1%)	(138.6%)	(65.8%)	(59.8%)	(55.9%)	(66.7%)	(70.0%)	(82.5%)
副業・兼業	マッチング件数	0	0	0	0	8	28	48	57	69
	成約件数	0	0	0	0	3	17	26	54	56
	(成約率)	—	—	—	—	(37.5%)	(60.7%)	(54.2%)	(94.7%)	(81.2%)

※2016年度分には、2015年度の件数との合計を計上

※成約率＝成約件数／マッチング件数

マッチングした年度と成約した年度が異なる場合があるため、各年度の成約率が100%を超える場合がある。

### (2) 課題

○ 本県においては、市場ポテンシャルなどの観点から、金融機関等の民間主体で県事業を代替できるほどの状況には至っていない。プロフェッショナル人材事業の自立化が可能かどうか、また、その時期、必要な機能については地域によって異なることから、地域の実情を踏まえた支援が必要。

担当：商工観光労働部労働雇用政策課  
産業ひとづくり推進室  
TEL 077-528-3758

